

令和5年12月定例会

教育警察常任委員会説明資料
(付託議案関係)

教育警察常任委員会
(警察本部)

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

歳出予算補正

【警察費】

議案第1号（令和5年度熊本県一般会計補正予算（第5号））～通常分

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明
					特定 国支出金	地方債 その他	一般財源	
33	警察本部費	31,581,711	207,105	31,788,816			207,105	1 職員給与費 (1) 警察本部職員給 時間外勤務手当の年間不足見込額 207,105
	警察費 計	40,165,876	207,105	40,372,981			207,105	

議案第48号（令和5年度熊本県一般会計補正予算（第6号））～追号分

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明
					特定 国支出金	地方債 その他	一般財源	
76	警察本部費	31,581,711	514,173	32,095,884	89,079		425,094	1 職員給与費 (1) 人事委員会勧告に基づく給与改定分 ・ 給料 179,038 ・ 職員手当等 211,021 ・ 共済費 35,035 2 警察一般管理費 89,079 (1) アフターコロナ時代に対応したデジタル環境の整備 89,079 パソコンのモバイル化やDXに適したオフィス仕器の導入等、 デジタル時代の働き方やペーパーレス化のための環境整備
77	警察活動費	4,380,989	18,952	4,399,941	18,952			1 一般警察運営費 18,952 (1) 警察活動における感染症対策用品の整備 18,952 除菌・除染消耗品、交通取締り用アルコール感知器等の整備
	警察費 計	40,165,876	533,125	40,699,001	108,031		425,094	

議案第1号及び第48号の補正額を含めた警察費合計

(単位：千円)

	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定 国支出金	地方債 その他	一般財源
警察費 合計	40,165,876	740,230	40,906,106	108,031		632,199

議案第1号(令和5年度熊本県一般会計補正予算(第5号))

繰越明許費補正

(単位：千円)

議案頁数	款	項	繰越明許費設定額	説 明
8	警察費	警察管理費	591,677	○ 警察棟空調設備更新工事等 ○ 泉駐在所浄化槽改修工事等 ○ 大野駐在所新築・楠浦駐在所改修工事等 [資材の入手難等] [計画・設計の諸条件] [計画・設計の諸条件]
		警察活動費	32,203	○ 交通取縮用車調達(5台) [資材の入手難]

債務負担行為補正

【変更】

(単位：千円)

議案頁数	事 項	補 正 前		補 正 後		説 明
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
16	警察関係業務	令和6年度 ～令和8年度	316,524	令和6年度 ～令和8年度	1,122,926	補正額806,402(補正後1,122,926-補正前316,524)
		年次別内訳		年次別内訳		○ ヘリコプター維持管理委託 ○ 運転免許事務、更新通知業務委託 ○ 運転免許関係講習委託 (停止処分者講習、違反者講習、更新時講習等)
		令和6年度	209,608	令和6年度	947,740	○ 安全運転管理者等講習委託 ○ 交通安全施設保守委託等
		令和7年度	53,458	令和7年度	121,728	○ 交通安全施設保守委託等 (交通信号機等保守、道路標識・標示緊急修繕等) 等
	令和8年度	53,458	令和8年度	53,458		

第 22 号

工事請負契約の変更について

令和3年9月熊本県議会定例会において議決された上天草警察署庁舎新築工事請負契約のうち、契約金額「1,122,000,000円」を「1,169,492,551円」に変更することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(提案理由)

工事内容の変更のため、契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

第 22 号

工事請負契約の変更について

	内 容
工 事 名	上天草警察署庁舎新築工事
工 事 内 容	鉄骨造 3階建て 延床面積2, 824. 13平方メートル
工 事 場 所	上天草市大矢野町中11582番地3
請 負 契 約 締 結 日	令和3年10月6日
請 負 業 者	天草市今釜新町3712番地の1 昭和・中村特定建設工事共同企業体 代表者 昭和建設工業株式会社 代表取締役 佐々木 淳一
契 約 工 期	令和3年10月7日から令和6年2月29日まで
変 更 契 約 金 額	1, 122, 000, 000円 を 1, 169, 492, 551円 に変更 (増額47, 492, 551円)
変 更 理 由	金額の変更理由 上天草警察署庁舎の建築工事について、賃金水準及び物価水準の著しい変動による請負代金の変更、また、旧庁舎からアスベストが検出されたことによる除去処分の追加など設計変更が生じたことから、原契約額を増額変更する必要があるため。

第 46 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 39 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年11月13日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和 解 の 相 手 方 相手方の車両等	損 害 賠 償 の 額	和 解 事 項
令和4年10月24日 鹿児島県鹿児島郡十島村大字諏訪之瀬島付近海上を航行中のフェリー船内	福岡県 (車両所有者) 中型乗用車	6, 124, 030円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

専決処分の報告及び承認について

警察本部

第 4 6 号

和解及び損害賠償 の相手方	過失割合、損害額及び過失相殺 後の賠償額	事 故 の 状 況
福岡県 (車両所有者)	県：相手方＝１００：０ ----- 県 ２５４，６００円 相手方 ６，１２４，０３０円 ----- ６，１２４，０３０円	令和４年１０月２４日午後１１時５０分 頃、鹿児島県鹿児島郡十島村大字諏訪之瀬 島付近海上を航行中のフェリー船内におい て、業務中の熊本中央警察署員が公用車を 駐車する際、停止措置を失念し、航行中の 揺れにより、周囲に駐車中の相手方車両３ 台に衝突したもの

第 47 号

専決処分 of 報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求めらる。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 40 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年11月13日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

発 生 日 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和 解 の 相 手 方	損 害 賠 償 の 額	和 解 事 項
令和5年8月9日 熊本県水俣市ひばりヶ丘地 内（水俣警察署敷地内） 机の飛散	水俣地区 防犯協会連合会 （車両所有者） 軽乗用車	77,737円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
	個人 （車両所有者） 普通乗用車	202,000円	

専決処分^の報告及び承認について

警察本部

第 47 号

和解及び損害賠償 の相手方	過失割合、損害額及び過失相殺 後の賠償額	事 故 の 状 況
<p>水俣地区 防犯協会連合会 (車両所有者) 個 人 (車両所有者)</p>	<p>県：相手方＝100：0 ----- 県 相手方 279,737円 ----- 279,737円</p>	<p>令和5年8月9日午後1時56分頃、熊本県水俣市ひばりヶ丘地内（水俣警察署敷地内）において、廃棄予定として保管中の 機が強風により飛散し、駐車中の車両2台 に衝突したもの</p>

報告第 4 号

専決処分 の 報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 41 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年11月13日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和5年3月25日 熊本市南区良町地内	個人 (車両所有者) 原動機付自転車	129,619円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和5年6月15日 熊本市南区田迎地内	個人 (車両所有者) (車両運転者) 自転車	76,615円	
3	令和5年8月9日 熊本市東区月出地内	個人 (車両所有者) 普通自動二輪車	127,248円	

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	和解事項
4	令和5年5月30日 熊本市中央区本山地内	個人 (車両所有者) 軽貨物車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

		----- -----	
		----- -----	
		----- -----	
		----- -----	